国税徴収法（抜粋）

（身分証明書の呈示等）

第147条　徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

２　この款の規定による質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。